

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 山口消化器科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市広田 3 丁目 38 - 34

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 16 年 2 月 17 日

- (4) 設立登記年月日 平成 16 年 3 月 3 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山口 直行	
理 事	山口 園子	
監 事	藤 美登里	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 山口消化器科	長崎県佐世保市広田3-38-34 随時予約 4210227122	一般病床 11床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

・該当なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

・該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和8年6月25日 令和8年度決算の決定

役員報酬額承認

様式 3 - 2

法人名 医療法人 山口消化器科
所在地 長崎県佐世保市広田3-38-34

※医療法人整理番号 0 5 8 3

貸 借 対 照 表
(令和 8年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	21,465	I 流 動 負 債	89,762
II 固 定 資 産	241,793	II 固 定 負 債	119,406
1 有 形 固 定 資 産	241,385	負 債 合 計	209,168
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	407	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	44,089
		(その他利益剰余金)	44,089
		III 繰越利益剰余金	44,089
		純 資 産 合 計	54,089
資 産 合 計	263,258	負債・純資産合計	263,258

様式 4 - 2

法人名 医療法人 山口消化器科
所在地 長崎県佐世保市広田3-38-34

※医療法人整理番号 0 5 8 3

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	102,645
2 事業費用	84,889
本来業務事業利益	17,756
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	17,756
II 事業外収益	114
III 事業外費用	1,862
経常利益	16,008
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	16,008
法人税等	
当期純利益	13,931

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 山口消化器科
所在地 長崎県佐世保市広田3-38-34

※医療法人整理番号 0 5 8 3

財 産 目 録
(令和 8年 4月 30日現在)

1. 資 産 額 263,258 千円
2. 負 債 額 209,168 千円
3. 純 資 産 額 54,090 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	21,465
B 固 定 資 産	241,793
C 資 産 合 計 (A + B)	263,258
D 負 債 合 計	209,168
E 純 資 産 (C - D)	54,090

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山口消化器科

理事長 山口 直行 殿

私（注 1）は、医療法人山口消化器科の令和 8 会計年度（令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 7 月 21 日

医療法人 山口消化器科

監事 藤 美登里

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。